



報道発表資料の配付日時 9月21日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	「宿泊事業者感染防止対策等支援事業」の追加募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○道では、道内の宿泊事業者が行う取組を支援する「宿泊事業者感染防止対策等支援事業」を実施することとし、令和3年(2021年)7月26日付けで募集開始し、令和3年(2021年)8月20日付けで締切をしたところですが、この度、次のとおり追加募集を行うこととしましたのでお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 旅館業法の許可を受けた宿泊事業者(旅館、ホテル、簡易宿所等) 2. 対象経費 (1) 感染防止対策の強化の取組に係る費用 (2) ポストコロナを見据えた前向きな取組に係る費用 3. 追加募集期間 10月1日(金)～12月24日(金) 4. 追加募集の注意点 (1) 第1回募集で交付決定を受けた事業者は申請できません。 (2) 先着受理順となります。 (3) 予算がなくなり次第募集終了します。 (4) 通常分は、上乘せ分の予算がなくなり次第、補助率が1/2以内になる場合があります。 5. 「宿泊事業者感染防止対策等支援事務局」HPのURL https://www.visit-hokkaido.jp (10月1日から申請受付開始) 		
参考	・事業概要書(別添)		
報道(取材) に当たって のお願い	多くの宿泊事業者に本件事業を知っていただきたく、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	経済部観光局観光振興課 課長補佐(観光地づくり) 島崎 TEL 011-204-5303 (内線26-553)		

宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

令和3年9月 経済部観光局
(観光庁補助事業を活用)

①感染防止対策の強化の取り組みを支援します！ ②ポストコロナを第1回募集してきました。③第2回募集の取り組みを支援します！

対象事業者

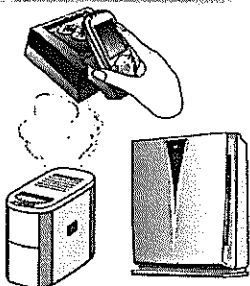
旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（旅館、ホテル、民宿等）

対象経費

感染防止対策



- ・消毒液、アルコール液
- ・マスク、フェイスシールド
- ・非接触型体温計、体温計
- ・サーモカメラ
- ・間仕切り
- ・亚克力・透明ビニールシート
- ・自動チェックイン機
- ・空気清浄機 など



以下のようなものは対象外です。

- ・事業者の運営経費、人件費、公課公租費、中古品購入
- ・申請時に他の公的機関の補助・支援金の交付決定を受けた費用 など

制度概要

※ひとつの施設につき
特例・通常分合わせて1申請です。

区分	基本額	上乗せ
特例分 R2.5.14~R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1/2以内	上限250万円 1/4以内
通常分 R3.7.2~R3.12.31 に支払いを行った費用		

※通常分は、250万円を上限として、基本額の1/2を上乗せして補助（最大750万円、実質補助率3/4以内）

○追加募集時の通常分の取扱いについて
上乗せ分の予算がなくなり次第、補助率が1/2以内になる場合があります。

スケジュール（予定）

募集開始	R3.10.1
募集締切	R3.12.24(先着受理順となります) ※必要書類が全て整った状態で受理
採択決定	随時
事業実施・報告	遅くともR3.12.31までに完了(機器設置、工事完了、支払)し、実績報告書を事務局あてに提出します。
支援金交付	実績報告書を審査し、その後、支給します。

追加募集します！！

先着受理順となります。予算がなくなり次第募集終了です。

ポス...

ワークーションの受入体制整備費
マイクロツーリズムの受入体制整備費
バリアフリー ・インバウンド対応
防災・減災

申請できません。

問合せ先

宿泊事業者感染防止対策等支援事務局 ※受付時間/10:00~17:00 (土日祝、年末年始除く)
【林・ツ・根室・釧路・宗谷・上川・胆振・渡島】管内の宿泊施設 ☎011-522-8795
【石狩・檜山・後志・留萌・空知・日高・十勝】管内の宿泊施設 ☎011-522-8793

【HP】

